

鳥取県後期高齢者医療広域連合嘱託職員取扱規程

平成20年3月4日

訓令第2号

改正 平成21年3月16日訓令第2号

平成27年4月1日訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、鳥取県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）嘱託職員（以下「嘱託職員」という。）の任用、服務、勤務条件等の身分の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において嘱託職員とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の職員をいう。

(任用)

第3条 嘱託職員は、その任用に係る職務の遂行に必要な知識及び技能を有しているものの中から、選考の上、広域連合長が任命する。

(任用期間)

第4条 嘱託職員の任用期間は、原則として1年以内とし、1会計年度を越えてはならない。ただし、期間満了の翌日から再び任用することができる。

2 前項ただし書の規定により再び任用された者については、通算して5年を超えて任用することはできない。

(勤務時間及び勤務日)

第5条 嘱託職員の勤務時間及び勤務日数は、原則として1日7時間45分、1ヶ月17日とし、勤務日等の割り振りは職務の実態に応じて主管課長が定めるものとする。

(年次有給休暇)

第6条 新たに任用された嘱託職員に付与する年次有給休暇は、1会計年度について、その者の任用期間に応じて、次の表に定める日数とする。

任用期間	2月以下	4月以下	6月以下	6月超
付与日数	1日	3日	5日	7日

2 任用期間の更新された職員に付与する年次有給休暇は、継続勤務期間に応じ、次の表に定める日数とし、4月1日に付与するものとする。

継続勤務期間	2年目	3年目	4年目	5年目
付与日数	8日	9日	10日	12日

3 年次有給休暇の取得単位は、1日又は時間単位とする。

4 時間を単位として使用した年次有給休暇を、日に換算する場合は、1日当たりの平均勤務時間数（1週間当たりの勤務時間数を1週間当たりの勤務日で除して得た時間数（当該時間数に1時間未満の端数があるときは、これを切り上げた時間数））をもって1日とする。

5 年次有給休暇を取得しようとする者は、事前に所定の手続きにより主管課長の承認を

得なければならない。

- 6 年次有給休暇は、本人の請求があったときに与えるものとする。ただし、業務の正常な運営を妨げる場合においては、主管課長はこれを他の時季に変更することができる。
- 7 年次有給休暇の繰越は、当該年度の残日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを含む日数）のうち、当該年度に新規で付与された日数を限度として翌年度に繰り越すことができる。

（病気休暇）

第7条 病気休暇は、医師の証明等に基づき、次の表に定める期間とし、無給とする。

原因	期間
公務上の負傷又は疾病	任用期間に限り、その療養に必要と認める期間
公務外の負傷又は疾病	任用期間に限り、90日を限度とし、その療養に必要と認める期間

（特別休暇）

第8条 広域連合長は、次の表に掲げる有給の特別休暇を与えることができる。

原因	期間
選挙権その他公民としての権利を行使する場合、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	その都度必要と認める期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署へ出頭する場合、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	その都度必要と認める期間
地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合	1週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤及び退勤することが著しく困難であると認められる場合	その都度必要と認める期間
親族（別表の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合	別表の日数欄に掲げる連続する日数の範囲内において必要と認める期間

- 2 前項に掲げるもののほか、広域連合長は次の表に掲げる無給の特別休暇を与えることができる。

原因	期間
6週間以内に出産する予定の女性職員が請求した場合	請求した日から出産の日まで
女性職員が出産した場合	出産日の翌日から8週間を経過するまでの期間
生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合（男性職員にあっては、配偶者が当該子を育てることができる場合を除く。）	1日2回それぞれ30分を超えない範囲でその都度必要と認める時間
小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含	一の年度において5日を超え

む。)を養育する職員が、その子を看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	ない範囲内でその都度必要と認める期間
女子の職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	2日を超えない範囲でその都度必要と認められる期間
職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	その都度必要と認められる期間

(報酬)

第9条 嘱託職員の報酬は、月額とする。報酬の額は、職務内容等を考慮して広域連合長が別に定め、通勤手当相当額を加算して支給する。

2 報酬の計算期間は、原則月の1日から末日までとする。ただし、勤務が月の途中から開始し、又は月の中で終了した場合の報酬の額は、その月に勤務した日数をその月の勤務日として定められた全日数で除して得た数に、報酬月額を乗じて得た額とする。算出した額に円単位未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 報酬の支給日は21日とする。当該日が金融機関の営業日でない場合は、その日前において直近の営業日を支給日とする。

(通勤手当相当額)

第10条 通勤手当相当額は、通勤のために交通機関または自動車その他の交通用具を利用して通勤する嘱託職員で、通勤距離が片道2キロメートル以上のものに対して支給する。

2 前項の規定により支給する額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員 月額16,100円を限度額として、通勤所要回数分の運賃の相当額又は通用期間1ヶ月の通勤用定期券の額のうち低廉な方の額

(2) 通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員 自動車等の片道の通勤距離の区分に応じ、次の表に定める額

通勤距離による区分(片道)	2km以上 5km未満	5km以上 10km未満	10km以上 15km未満	15km以上 20km未満	20km以上 25km未満	25km以上 30km未満	30km以上
通勤手当相当額(月額)	1,619円	3,400円	5,747円	8,095円	10,442円	12,790円	15,138円

(報酬の減額)

第11条 嘱託職員が勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、次項に規定する

勤務1時間当たりの報酬額を減額して報酬を支給する。

- 2 勤務1時間当たりの報酬は、報酬月額をその月の勤務日として定められた全日数で除し、その額を1日当たりの勤務時間で除して得た額とする。
- 3 嘱託職員が勤務しなかった時間数は、その計算期間の全時間数によって計算し、この場合において1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは、1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

(服務)

第12条 嘱託職員は、職務の遂行に当たっては、この規程のほか、法令、条例、規則等に従い、かつ、課の長の指示に従い、全力を挙げて職務に専念しなければならない。

- 2 嘱託職員は、その職の信用を傷つけるような行為をしてはならない。
- 3 嘱託職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(解職)

第13条 広域連合長は、嘱託職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その職を解くことができる。

- (1) 退職の願い出があった場合
- (2) 前条の規定に違反した場合
- (3) 勤務実績が良くない場合
- (4) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、その職に必要な適格性を欠くと認められる場合
- (6) 職制の改廃、予算の減少等の事由により、廃職又は過員が生じた場合

(損害賠償の義務)

第14条 嘱託職員は、自己の責めに帰すべき事由により、広域連合に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(公務災害等の補償)

第15条 嘱託職員の公務又は通勤による災害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)又は鳥取県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成19年鳥取県後期高齢者医療広域連合条例第9号)の定めるところによる。

(社会保険等)

第16条 嘱託職員の社会保険の適用については、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)の定めるところによる。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、嘱託職員の取扱いに関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年3月4日から施行する。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正は、平成21年

5月21日から施行する。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

## 別表（第8条関係）

親 族		日 数
配偶者		10日
血族及び生計を一にする 姻族	1 親等の直系尊属（父母）	7日
	1 親等の直系卑属（子）	5日
	2 親等の直系尊属（祖父母）	3日
	2 親等の直系卑属（孫）	1日
	2 親等の傍系者（兄弟姉妹）	3日
	3 親等の傍系尊属	1日
姻族	1 親等の直系尊属（父母の配偶者又は配偶者の父母）	3日
	1 親等の直系卑属（子の配偶者又は配偶者の子）	1日
	2 親等の直系尊属（祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母）	1日
	2 親等の傍系者（兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹）	1日
	3 親等の傍系尊属（おじお婆の配偶者又は配偶者のおじお婆）	1日